

議案第 66 号

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 5 月 30 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

別表中「

36	投票所の投票管理者	日額 12,800 円 職務時間が 7 時間以下の 場合は 6,400 円
37	投票所の投票立会人	日額 10,900 円 立会時間が 7 時間以下の 場合は 5,450 円
38	期日前投票所の投票管理者	日額 11,300 円 職務時間が 6 時間以下の 場合は 5,650 円
39	期日前投票所の投票立会人	日額 9,600 円 立会時間が 6 時間以下の 場合は 4,800 円
40	開票管理者及び選挙長	日額 10,800 円
41	開票立会人及び選挙立会人	日額 8,900 円

」を「

36	投票所の投票管理者	日額 14,500 円 職務時間が 7 時間以下の 場合は 7,250 円
37	投票所の投票立会人	日額 12,400 円 立会時間が 7 時間以下の 場合は 6,200 円
38	期日前投票所の投票管理者	日額 12,800 円

		職務時間が 6 時間以下の 場合は 6,400 円
39	期日前投票所の投票立会人	日額 10,900 円 立会時間が 6 時間以下の 場合は 5,450 円
40	開票管理者及び選挙長	日額 12,200 円
41	開票立会人及び選挙立会人	日額 10,100 円

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。